

平成 18 年度

予 算 書

一般会計 P 1 ~ P 1 1

平成 1 9 年 3 月

鳥取県後期高齢者医療広域連合

議案第12号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本広域連合議会に報告し、承認を求める。

平成19年3月29日

鳥取県後期高齢者医療広域連合長 竹内 功

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、鳥取県後期高齢者医療広域連合平成18年度一般会計予算を専決処分する。

平成19年2月1日

鳥取県後期高齢者医療広域連合長 竹内 功

平成18年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成18年度鳥取県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、276千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年2月1日

鳥取県後期高齢者医療広域連合長 竹内 功

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
11. 分担金及び負担金		276
	1. 負担金	276
歳入合計		276

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 議会費		223
	1. 議会費	223
2. 総務費		52
	1. 総務管理費	11
	4. 選挙費	41
14. 予備費		1
	1. 予備費	1
歳出合計		276